

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 第七号様式)

(記載上の注意)

(1) 効力停止期間

法第23条の5第2項の規定の適用を受けていない場会には、「該当なし」と記載すること
。

(2) 提出理由

次のいずれの事由に基づいて提出するか及びその訂正内容を記載すること。

- a 発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたこと。
- b 記載された発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発行する見込みがなくなつたこと。
- c 記載された引受けを予定する証券会社のうちの主たるものに異動があつたこと。
- d 記載された発行登録の効力発生予定日に変更があつたこと。
- e その他記載事項の変更があつたこと。

(3) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主な支店、証券取引所又は証券業協会についても記載すること。

(4) 発行登録が効力を生じる日前に訂正発行登録書が提出された場合には、この様式の記載に準じて記載すること。